

姫路市プレコンセプションケア推進に関する協定要領

1 事業の概要

性と健康に関する正しい知識の普及と相談支援の充実に向けて姫路市が、プレコンセプションケアの推進に積極的に取り組む企業等と協定を締結し、市民や職域の健康管理を促すプレコンセプションケアに関する取り組みを通じて、市民の健康増進を図ることを目的とする。

2 対象企業等の要件

性と健康に関する正しい知識の普及と相談支援の充実に向けた取り組みに意欲を有する企業や事業者団体（以下「協定企業等」という。）で次項に掲げる活動内容に取り組めるものを対象とする。

3 活動内容

- （１）性や健康に関する正しい知識の普及と情報提供に関すること
- （２）プレコンセプションケアに関する相談支援体制の充実にに関すること
- （３）その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

4 協定の手順

- （１）募集の告知
市ホームページ掲載のほか、保健所等にプレコンセプションケア推進に関する協定申込書（様式第１号、以下「申込書」という。）を設置する。
- （２）応募書類の提出
姫路市こどもの未来健康支援センターへ郵送又は持参
- （３）申込書の提出があつた場合には、書類審査等を行い、要件を満たすとともに取組が適切に実行されると見込まれる場合には、プレコンセプションケア推進に関する協定書を締結する。
- （４）協定の有効期間
協定締結日から当該年度の末日までとし、有効期間満了の日の１か月前までに終了の申し出がない場合は、さらに１年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

5 市の支援

- （１）協定企業等にプレコンセプションケアに関する情報を提供する。
- （２）協定企業等の共同取組内容等を広報誌、市ホームページへの掲載等により市民に広報する。
- （３）協定企業等は、商品パッケージ、広告等に、プレコンセプションケアに関する推進協定を締結した企業である旨の表示をすることができる。

6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

この要領は令和7年10月15日より施行する。